別表第十一号の二　外国の無線局の運用許可申請書の添付書類の様式(通信の相手方が外国の人工衛星局である場合に限る。)(第30条の2第4項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

外国の無線局の運用許可申請書の添付書類(注1)

外国の人工衛星の軌道、位置等	
通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間	
人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局に関する事項	
人工衛星局の通信の相手方であつて、陸上に開設する移動しない無線局(人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするもの以外)に関する事項	
通信の制御に関する事項	
添付図面	□業務区域を示す図　□宇宙通信系概念図 □周波数配列図　　□通信路構成図
備考	

注1　記載事項及び図面の内容が、現に包括免許を受けている特定無線局の記載事項及び図面の内容と同一の場合は、その旨を備考の欄に記載して、当該事項の記載及び図面の添付を省略することができる。

2　外国の人工衛星の軌道、位置等の欄は、所有者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、次の事項を記載すること。

(1)　対地静止衛星に開設する人工衛星局の場合は、その対地静止衛星の軌道及び位置(位置については、経度をもつて表示し、緯度及び経度の変動幅を記載すること。)

(記載例)　対地静止衛星軌道　E135°
緯度の変動幅　　±0.2°
経度の変動幅　　±0.1°

(2)　対地静止衛星以外の人工衛星に開設する人工衛星局の場合は、軌道数、一軌道当たりの衛星数、軌道の傾斜角及び周期(分で表示すること。)、遠地点及び近地点の高度(キロメートルで表示すること。)並びに軌道の種類

3　通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間の欄は、次の事項を記載すること。ただし、当該人工衛星局が既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合には、(1)及び(2)に関する事項の記載を省略することができる。

(1)　打上げ予定時期

(2)　特定無線局の目的を遂行するために必要となる人工衛星の数

(3)　当該数の人工衛星局が使用可能となる時期及び使用可能期間

4　人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局に関する事項の欄は、開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名及び設置場所について記載すること。

（記載例）　何地球局　何国何州何市

5　人工衛星局の通信の相手方であつて、陸上に開設する移動しない無線局(人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするものを除く。)に関する事項の欄は、日本において運用される特定無線局を制御及び管理する地球局の開設者の国籍､氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名、機能、回線数及び設置場所に関する事項を記載すること。

（記載例）　何地球局　回線制御、周波数割当　何回線　何国何州何市

6　通信の制御に関する事項の欄は､特定無線局の制御に関する次の項目について具体的に記載すること。

(1)　日本において運用される特定無線局の制御手順及び制御の系統

(2)　日本において運用される特定無線局の制御及び管理に関する施設の所有者の国籍、氏名又は名称及び住所並びにその施設名、機能及び設置場所

（記載例）　何施設　衛星資源割当て、網管理　何国何州何市

(3)　申請者が実施可能な特定無線局の制御の項目(契約書等その制御を確保するための書類を添付すること。)

（記載例）　電波の発射(開始、停止)、使用チャンネルの選択、空中線電力の制御

7　添付図面の欄に掲げる図面を添付し､添付した図面の該当欄の□にレ印を付けること。このうち、周波数配列図には、人工衛星局及び人工衛星局の通信の相手方であつて陸上に開設する移動しない地球局(人工衛星局の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局を含む。)の周波数配列を記載すること。

8　備考の欄は次によること。

(1)　外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所、国際標識番号、姿勢制御方式、熱制御方式、所有者及び名称並びに宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類について記載すること。ただし、当該人工衛星局が既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合は、外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所及び宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類に関する記載を省略することができる。

(2)　その他参考となる事項がある場合は、その内容について記載すること。

9　用紙は､日本産業規格A列4番とし､該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し､この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。